

環境省 同時発表

2022年2月8日

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合 (POPRC17)が開催されました

令和4年1月24日から28日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第17回会合が対面とオンラインのハイブリッド形式で開催されました。

本会合では、メキシクロルの条約上の廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することが決定されました。また、デクロランプラス及びUV-328について、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

さらに、新たに提案されたクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(炭素数14で塩素化率45重量%以上のもの)並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCa)とその塩及び関連物質について、リスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(DDT)等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討する検討委員会(POPRC、加盟国の31人の専門家から構成)においては、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議(COP)に勧告します。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について製造、使用等を規制することになります。我が国では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)」等によって規制します。

2. 今回の会合での決定内容

POPRCの第17回会合(POPRC17)は、令和4年1月24日～28日に対面とオンラインのハイブリッド形式で開催され、我が国からは、メンバーとして金原和秀静岡大学大学院教授が、また、オブザーバーとして経済産業省・環境省の担当官、国

内の専門家等がオンラインで出席しました。POPRC17 で決定した内容は、以下のとおりです。

(1) 条約対象物質への追加

①メキシクロル(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤

リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、個別の適用除外なしで、廃絶対象物質(附属書 A)に追加することにつき、COP に勧告することが決定されました。

(2) 条約対象物質としての検討

①デクロランプラス(提案国:ノルウェー)

【主な用途】難燃剤

リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、デクロランプラスが重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回会合(POPRC18)においてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

②UV-328(提案国:スイス)

【主な用途】紫外線吸収剤

リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、UV-328 が重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回会合(POPRC18)においてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

③クロルピリホス(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤

提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、クロルピリホスがスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回会合(POPRC18)に向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

④中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14~17 で塩素化率 45 重量%以上のもの)(提案国:英国)

【主な用途】難燃性樹脂原料等

提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、炭素数 14 で塩素化率 45 重量%以上の中鎖塩素化パラフィンについてはスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回会合(POPRC18)に向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。炭素数 15~17 で塩素化率 45 重量%以上の中鎖塩素化パラフィンについては、生物蓄積性に関してのみ情報が不足していることから、引き続き情報収集を続け、十分な情報が集まれば炭素数 14 の中鎖塩素化パラフィンのリスクプロファイ

ル案に追加されることになりました。

⑤長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA) とその塩及び関連物質(提案国:カナダ)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA) とその塩及び関連物質がスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回会合(POPRC18)に向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

(3)その他の検討

①ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質の例示リスト

例示リストの改定について、引き続き情報収集を行うことが決定されました。

3. 今後の予定

次回会合(POPRC18)は令和4年9月にローマで開催される予定です。また、POPRC17及びPOPRC18の結果を踏まえた第11回締約国会議(COP11)は令和5年に開催される予定です。

【参考】関連するホームページ
経済産業省関連情報ホームページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html
ストックホルム条約ホームページ
(英語)
<http://www.pops.int/>

(本発表資料のお問合せ先)

製造産業局化学物質管理課長 宮原

担当者: 町田、若原、池川

電話: 03-3501-1511(内線 3691~5)

03-3501-0080(直通)

03-3501-6604(FAX)

Email: qqhbbf@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当課ではテレワーク体制を敷いております。お問合せは出来るだけメールにて御連絡いただきますようお願い申し上げます。